平和主義　～憲法前文を読み直そう～

昭和二〇年代から三〇年代の幼い頃、近所や友達の家に行ったり自宅に来られたりして遊ぶことは本当に楽しかった。今でも彷彿としてその時の情景が蘇って来て懐かしい。しかし、家によっては額縁に若い男性の写真が飾られていることがあり不思議に思っていた。ある時その家の友達に聞いてみたところ、戦争で死んだ叔父さんだという。勿論、私も友達も戦後の生まれであるから、戦争も知らないし友達もその叔父さんと会ったこともない。従って、友達も事も無げに言うし、私自身もそれで簡単に納得した。このような家は一軒や二軒ではなかったし、二枚も三枚も飾られている家もあれば、私の家のように一枚もない家もたくさんあった。長じて思い起してみて、何と不公平で悲惨であろうかと考えるようになった。この家も叔父さんが無事帰還すれば働き手に事欠かなかったであろうに、また、叔父さんも生きて帰り自分の人生を切り開くチャンスを得たかったであろうに、などと考えるのである。

毎年八月になると、終戦記念祭、原爆その他による戦争犠牲者の慰霊祭などが全国各地で催される。それが戦地に赴き無念の死を遂げた兵隊に対するものであっても、戦禍の中で無抵抗のまま死を迎えた一般国民に対するものであっても、戦争というものを問い直す誠に良い機会であると思う。

現行日本国憲法は、このような戦争の反省の上に立って昭和二一年一一月三日公布され翌二二年五月三日施行された。これを占領国であるアメリカの押しつけ憲法だと言う人がいる。確かに全て自由に日本国民が起草したものではないかも知れない。しかし、帝国議会により帝国憲法（明治憲法）に則って改正された憲法であり、その内容は、戦争により人的・物的を問わず未曾有の損害を蒙った大多数の国民によって歓迎されたものであった筈である。

現行憲法前文は、「日本国民は、…われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。…われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。…」。として、この憲法が恒久平和主義を至上の命題として制定されたことを宣言している。

私共は、この季節に、今一度終戦直後の状況に思いを馳せつつこの前文を読み直してみる必要がある。

【平成１７年８月１７日静岡新聞　朝刊　掲載】